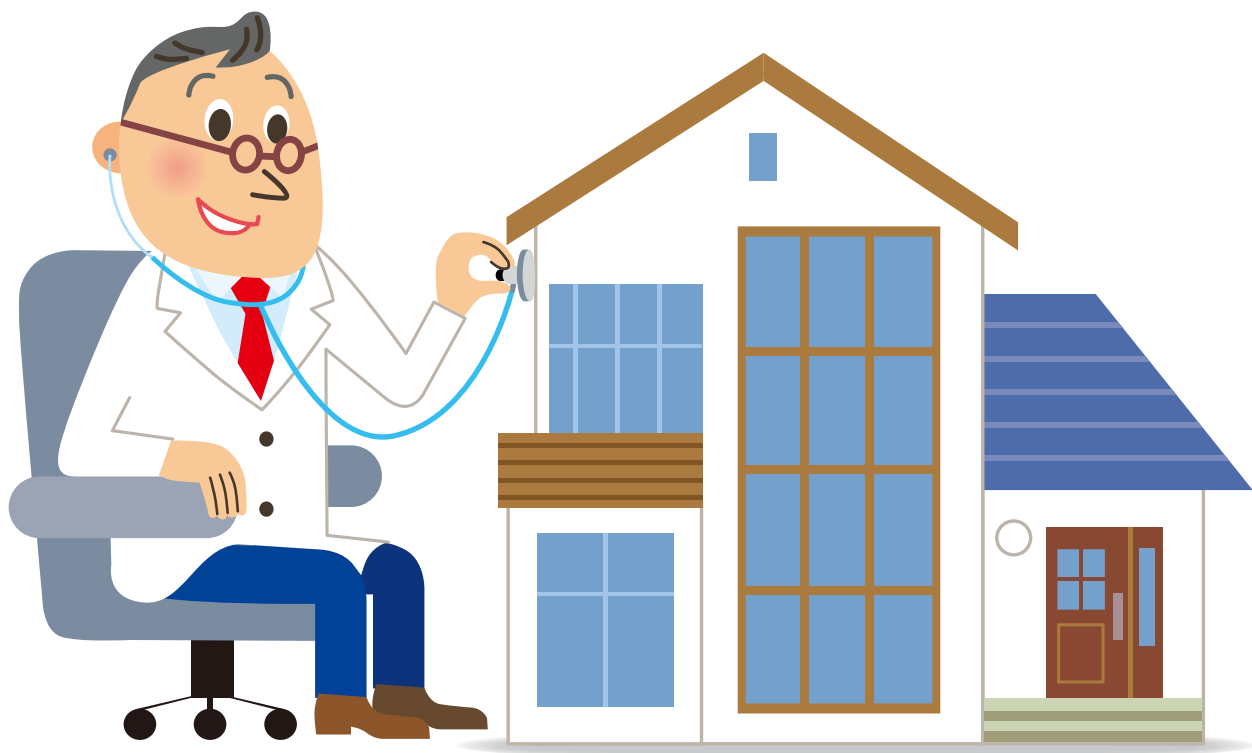


昭和56年5月以前に家を建てられた方！

あなたの家の 耐震診断・耐震化を 支援します！

昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された阿見町内の木造住宅で、
在来軸組構法または枠組壁工法で建築された地上2階建て以下、
延べ床面積30㎡以上の住宅について耐震診断士の無料派遣や
耐震改修費用の一部を補助する制度です。



■お問合せ先

阿見町役場 産業建設部 都市計画課

〒300-0392 阿見町中央1丁目1番1号

☎029-888-1111(代表) 📠029-887-9560



阿見町
R3.4

耐震改修しましょう!



頻発する大地震

- ・岩手・宮城内陸地震(平成20年6月)
- ・新潟県中越地震(平成16年10月)
- ・東日本大震災(平成23年3月)
- ・福岡県西方沖地震(平成17年3月)
- ・熊本地震(平成28年4月)

南海トラフ地震や首都直下地震など、今後、大地震がいつ・どこで発生してもおかしくない状況となっています。ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されています。こうした状況の中、現在、全国的に昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された木造住宅の耐震化がすすめられています。地震被害をより減らすため、この機会に耐震診断および耐震改修設計・工事を行いましょう。

危険① 家屋の倒壊!

阪神・淡路大震災(平成7年1月)では、犠牲者の84%が倒壊した家屋の下敷きになり亡くられました。



住宅が倒壊すると、長期間にわたり避難所や仮設住宅での生活を余儀なくされる恐れがあります。

危険② 避難できない!

地震によりあなたの住居が倒壊し道路をふさいでしまうかも!!



二次災害が起きる危険もあります。

ご自身・ご家族はもちろん、ご近所の方も避難できない!

危険③ 緊急車両が通れない!

負傷者の救出や火災の消火等に向かう消防車や救急車などの緊急車両が倒壊した家屋の為に通行できない!



救うことのできた命を救えなくなるという事態にもなりかねません。

危険④ 近隣に被害を及ぼす危険!

密集した住宅地等で家屋の倒壊が起こると、隣家など近隣に被害を及ぼしかねません。



ご自身・ご家族のためだけでなく、地域のためにも耐震診断・耐震改修を行いましょう!

無料 耐震診断

一部補助

耐震改修工事

の対象となる木造住宅

1

昭和56年(1981年)5月31日以前に建築確認を受けて建築した木造住宅

2

木造戸建て住宅または併用住宅※

※住宅として使用する部分の面積が1/2以上のもの

3

在来軸組構法または桝組壁工法による平家建てまたは2階建ての木造住宅

4

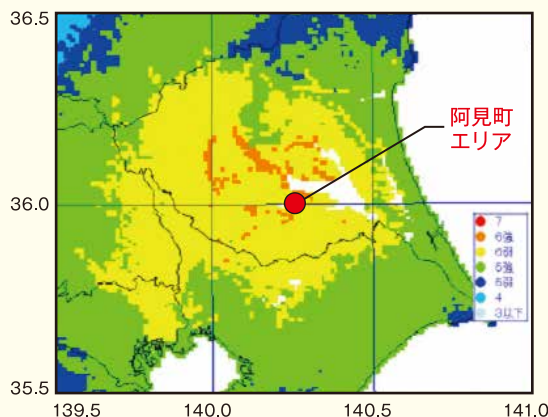
延べ床面積が30㎡以上の木造住宅

◎耐震改修工事の補助を受けるには別途満たすべき要件があります。詳しくはP4・P6の「対象住宅」要件をご覧ください。

想定される地震と被害の予測

茨城県耐震改修促進計画では、茨城県周辺で想定される地震の震源として、内閣府中央防災会議の「首都直下地震対策専門委員会」の調査報告(平成17年7月)で取り上げられている「茨城県南部地震(マグニチュード7.3)」を想定し、被害想定を行っています。

茨城県南部地震によって発生する揺れは、県内において最大で震度6強と見られています。ただし、局所的にはより強い揺れが発生する可能性があります。震度6弱以上が発生すると予測されている県内の市町村数は32市町村とされています。



茨城県南部地震で想定される地震の揺れの大きさ
(想定規模: マグニチュード7.3)
(出典: 平成28年3月茨城県耐震改修計画)

●茨城県で想定される被害の予測

被害項目	被害数[棟、人]
■建物被害	
建物全壊	30,190
■人的被害	
死者	240
負傷者	7,780
負傷者のうち重傷者	760

ケース設定: 地震発生時刻18時、風速15m/s
(出典: 平成28年3月茨城県耐震改修計画)

耐震診断・改修工事のトラブルにご注意ください

「無料で耐震診断します」と業者が直接訪問や電話、チラシ等で勧誘し、その後「工事をしないと危険」などと危機感をあおって、高額または不要な工事契約を迫る、いわゆる「点検商法」の被害が多発しています。

❶被害を避けるためには…

- ・木造住宅耐震診断士は「認定証」を必ず携帯しています。
- ・工事を行う場合は、契約前に工事内容を十分に確認し、必ず契約書を取り交わしましょう。

❷契約関係の相談

阿見町消費生活センター ☎029-888-1871

〒300-0392 阿見町中央1-1-1 (阿見町役場内)

❸工事関係の相談

公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター ☎0570-016-100

《PHSや一部のIP電話は☎03-3556-5147》



県や市町村が、住宅の所有者に対する営業活動を事業者へ依頼することは絶対にありません。



木造住宅の耐震診断を支援します！

耐震診断 無料

阿見町では、一定の条件のもとで木造住宅の耐震診断を無料で実施します。
大地震の際に住宅が倒壊する恐れを、茨城県木造住宅耐震診断士が判定します。

Q.1



なぜ耐震診断をする必要があるの？

昭和56年5月31日以前の建築物は、現在の耐震基準とは別の基準で建築されたため、今現在の耐震基準にあてはめた時の耐震性が判断でき、今後の耐震計画の見通しが立てられるようになります。



Q.2



誰に依頼すればいいの？

「阿見町木造住宅耐震診断申込書」に必要事項を記入・押印の上、阿見町役場都市計画課へお申し込みください。



Q.3



どんなことをするの？

耐震診断士が建物の外回りや室内、床下や天井裏などを調査します。技術基準に沿った構造計算を行ったうえで耐震診断結果報告書を作成します。

調査には3時間程度かかります。



Q.4



診断費用はいくら？

標準的な規模の木造住宅であれば、およそ5万円程度ですが、「阿見町木造住宅耐震診断士派遣事業」を活用することで自己負担分は無料です。詳しくは、阿見町都市計画課までお問い合わせください。

お気軽にご相談ください。



事業名	阿見町木造住宅耐震診断士派遣事業
対象住宅	茨城県木造住宅耐震診断士(以下「耐震診断士」という。)の派遣対象となる建築物(以下「対象建築物」という。)は、阿見町内に存する戸建住宅で、次の各号に掲げる要件のすべてに該当するものとする。 (1)昭和56年5月31日以前に工事に着手した木造住宅又は、昭和56年5月31日以前の建築基準法に基づく耐震基準で建築された木造住宅であること (2)戸建住宅(店舗、事務所等住宅以外の用途を兼ねる住宅にあっては、住宅以外の用途の床面積が過半でないもの) (3)地上階数が2以下のもの (4)建築物の延べ面積が30㎡以上のもの (5)次に掲げる構造方法以外によって建築されたもの ①木質プレハブ構法 ②丸太組構法 ③建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第201号)第3条の規定の施行前に同条の規定による改正前の建築基準法第38条に規定する認定構法 (6)過去にこの要綱に基づく耐震診断を受けていないこと (7)所有者が税等を滞納していないこと ※前項の各号に定める事項は、災害弱者が居住する住宅等で町長が認めるものには適用しない。
支援内容	茨城県木造住宅耐震診断士の派遣
募集人数	名

【無料】耐震診断

「阿見町木造住宅耐震診断士派遣事業」の対象となる木造住宅に対し、茨城県木造住宅耐震診断士を派遣して耐震診断を行います。（利用は同一木造住宅につき1回限り。）

耐震診断士派遣事業対象の木造住宅

- ☐ 阿見町に存する戸建住宅であること
- ☐ 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けていること
- ☐ 所有者が居住する一戸建て住宅であること
- ☐ 階層が2階以下であること
- ☐ 延べ床面積が30㎡以上であること
- ☐ 併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が2分の1以上であること
- ☐ 木質プレハブ構法、丸太組構法等以外の構法によるもの
- ☐ 今までに、町の耐震診断士派遣事業により、耐震診断を受けていないこと
- ☐ 申請人、及びその世帯員の全てが町税等を滞納していないこと

左記の9項目
全てに該当すること
が必要です。



調査内容

耐震診断は、建物がその耐用年数の間に一度程度遭遇するかもしれない大規模の地震（震度6強程度）による建物の倒壊の可能性を判定するものです。（損傷しないための判定ではありません。）

天井・小屋根裏の調査



筋交いの有無や
接合部の状態を
調べます。

【診断例】
接合部に金具がなかった

診断箇所

実際に建物状況を調査します。



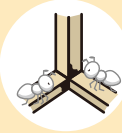
建物外部の調査



外壁仕上げや劣化の
状態を調査します。

【診断例】
外壁にヒビが入っている

床下の調査



筋交いや基礎・劣化の
状態を調べます。

【診断例】
シロアリ被害や材木の腐れ

室内の調査



柱や壁、床の傾き、
建具の立て付けの
状況を調査します。

【診断例】
窓枠がゆがみ開閉が
しにくい窓があった

上部構造の評点	判 定
1.5以上	倒壊しない
1.0以上1.5未満	一応倒壊しない
0.7以上1.0未満	倒壊する可能性がある
0.7未満	倒壊する可能性が高い

OK!ヨカッ!



耐震改修しよう...



「上部構造評点」とは、
建物に加わる地震の力を「1」としたときに、
実際にその建物が耐えられる力を
数字であらわしたものです。

■診 断 法 / 一般診断法（（一財）日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法（2012年改訂版）」に基づく）

■診断の方法 / 地盤・基礎・上部構造を調査する方法で、内外装材を剥がしたりはしません。

■診断の内容 / ㊦地 盤…地盤の状態やその対策、注意事項等についてお知らせします。

㊦基 礎…基礎構造別に、地震時の被害予想や上部構造への影響等についてお知らせします。

㊦上部構造…上部構造評点及び判定に関する内容をお知らせします。

茨城県木造住宅耐震診断士とは…建築士事務所に所属する建築士で、茨城県が開催する「茨城県木造住宅耐震技術者講習会」または（一財）日本建築防災協会が開催する「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」の受講者で茨城県知事の登録を受けたものです。

茨城県木造住宅耐震診断士認定者名簿は、茨城県のホームページで公開しています。

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kenshi/kikaku/kikaku/mokuzoujutakutaishinshindanshi.html>



木造住宅の耐震改修費を支援します。

耐震改修工事

一部補助

阿見町では耐震改修工事費用の一部補助を行います。

耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の場合には、耐震改修工事をおすすめします。

※建物全体の改修工事が補助の対象となります。

Q.1



耐震改修設計・工事って
いくらくらいかかるの？

住宅の規模や工法にもよりますが、一般的な木造住宅の耐震改修にかかる設計費用が30万円程度、工事費用が150万円～200万円程度が多いようです。



Q.2



誰に頼めばいいの？

適切な耐震改修設計および耐震改修工事を行うことのできる工務店・ハウスメーカー等へご相談ください。



Q.3



どのくらい
補助してもらえるの？

耐震改修工事費に係る4/5(上限100万円)まで補助金を交付しています。ただし、補助を受けられるのは1棟につき1回限りです。また、設計のみにとどまり、耐震改修工事を行わない場合は補助を受けられませんのでご注意ください。



Q.4

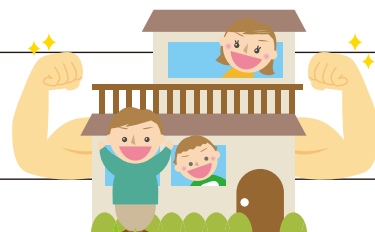


どんな工事をするの？

上部構造評点が1.0以上になるよう補強などを行います。一般的に木造住宅では、壁(柱と柱の間)に筋交いを設けたり、頑丈な合板を張り付けるなどの工事を行います。



事業名	阿見町木造住宅耐震補強補助金交付事業
対象住宅	この要綱による補助金交付の対象となる建築物(以下「補助対象建築物」という。)は、次に掲げる要件のいずれにも該当する町内の既存木造住宅とする。 (1)在来軸組構法又は枠組壁工法で建築された建築物であって、地上階数が2以下の戸建てのものであること。 (2)建築物の延べ面積が30㎡以上であること。 (3)事務所、店舗その他これらに類する用途を併せ持つ建築物の場合は、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供しているものであること。 (4)精密診断における上部構造評点が1.0未満の住宅で、改修後の上部構造評点が1.0以上となるものであること。
支援内容	・耐震改修工事(費用の4/5または上限100万円)
対象者	・補助対象建築物を所有していること ・自己の居住の用に供するために耐震改修設計・工事を行うこと ・補助金交付の申請日において町税を滞納していないこと
募集人数	名



耐震改修工事の方法は？費用は？効果は？

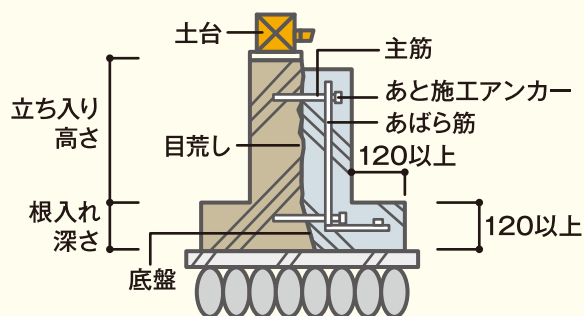
基礎の補強

玉石に束立てしただけの柱は、鉄筋コンクリート造の布基礎として、アンカーボルトで土台と一体にしましょう。

費用3万円/m(基礎長さ)

基礎の底盤の幅が不足していたり、基礎に鉄筋が入っていない場合には、基礎を増し打ちするなどして、既存のコンクリート造布基礎を補強しましょう。

費用2～3万円/m(基礎長さ)



はり・土台・柱・筋かいなどの接合部の補強

土台・柱・筋かい・はりなどの接合部は専用の金物等を使って、それぞれの部材が一体となるよう緊結しましょう。

◎柱と土台 ➡ アンカーボルト、ホールダウン金物

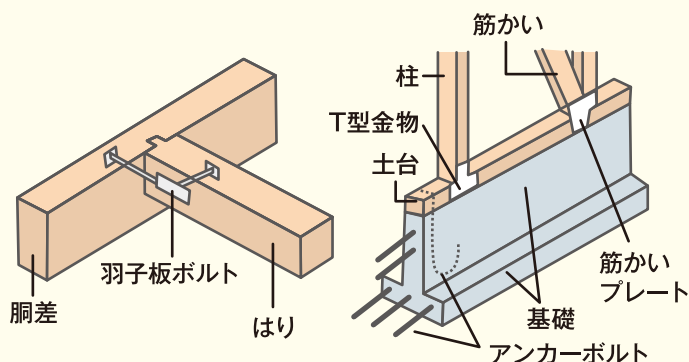
費用3,000円/箇所※1

◎柱とはり ➡ 羽子板ボルトによる引き止め

費用3,000円/箇所※1

◎柱とはりと筋かい、柱と土台と筋かい ➡
筋かいプレート、ひら金物とT型もしくは
V型金物柱と土台と筋かいの併用

費用3,000円/箇所※1



※1.外壁等の補修工事は別途費用がかかります。

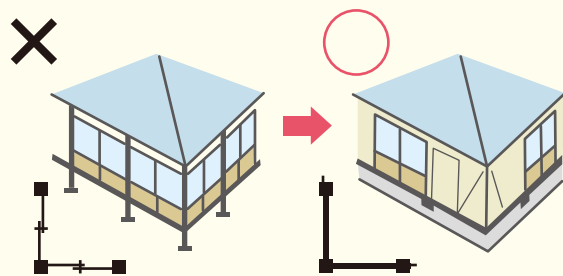
筋かいを入れたり、構造用合板を張って強い壁(耐力壁)を増やしましょう。

柱、はりだけでは地震の力に対抗できません。開口部(ガラス戸)を減らし、筋かいや構造用合板で補強された壁を増やしましょう。

壁を鈎合よく増やすことにより、より大きな地震の力に耐えられます。

隅部を壁にすると一層効果的となります。

費用12万円/箇所(壁長910cm)

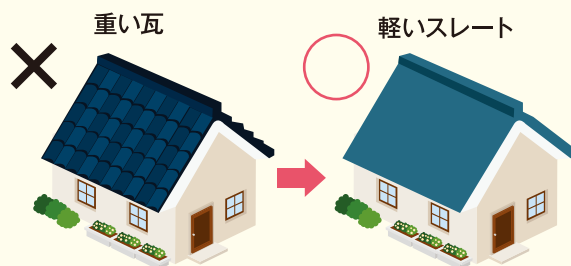


屋根の軽量化

屋根を軽くすることによって、建物に作用する地震の力が減るので、大地震時に壊れにくくなります。

費用1万円/m※2

※2.野地板の張替え、足場の組み方により別途費用がかかります。



◎総額の目安

耐震改修工事の総額は、在来工法(構造用合板や筋かいによる補強)で標準的な評点差の場合(補強前0.5程度～補強後1.0程度)は、約150万円～200万円程度になります。

また、固定資産税・都市計画税・所得税における優遇措置を受けられる場合があります。

無料耐震診断 手続きの流れ

事前相談時にお持ちいただく必要書類

次の①～③の書類のいずれか一つ
(建築時期、構造、床面積、敷地面積等を確認します。)

- ① 建築確認通知書
- ② 固定資産税課税明細書
- ③ 登記簿謄本等(土地と家屋)

※検査済証、対象建築物の図面がありましたら
一緒にお持ちください

① 事前相談

必要書類をお持ちのうえ、都市計画課窓口にお越しください。
(電話による事前相談はできません)

② 事前調査(町職員が現地に伺います)

敷地、建築物について外観を調査します。
耐震診断調査ではありません。

※事前調査とは…建築基準法に適合した建築物かを調査し、
無料耐震診断士派遣や耐震設計・改修補助の対象に該当するかを確認します。
※建築基準法に適合しない建築物は、耐震改修助成等の対象にはなりません。

③ 耐震診断の申込書

「阿見町木造住宅耐震診断申込書」に必要事項を記入、押印のう
え、お申込みください。お申込みの際は、住宅の建築時期が確認で
きる書類(建築確認済証等)を申込書に添付してください。

④ 決定通知書の通知

「阿見町木造住宅耐震診断士派遣通知書」により診断士名を通知します。

⑤ 耐震診断調査

茨城県木造住宅耐震診断士が対象建築物の調
査に伺います。
(一財)日本建築防災協会発行「木造住宅の耐
震精密診断と補強方法(2012年改訂版)」に基
づき、建築物の地震に対する安全性を一般診
断法により評価します。
申込者は立会いをお願いします。



⑥ 結果報告

「阿見町木造住宅耐震診断結果報告書」により
耐震診断調査の結果を報告します。

上部構造評点が1.0未満だった木造住宅は
耐震改修をおすすめします。

阿見町木造住宅耐震補強補助金 手続きの流れ

事前相談時にお持ちいただく必要書類

- ① 建築確認通知書
- ①がない場合は②固定資産税課税明細書
または③登記簿謄本等(土地と建物)と
- ④ 耐震診断結果報告書

※①～③については、町の無料耐震診断を
受けた方は必要ありません。



① 阿見町木造住宅耐震補強補助金の事前相談

電話等で事前予約の上、都市計画課窓口にお越しください。
(電話による事前相談はできません。)

② 事前調査

補助金交付対象の建築物かどうか、町の職員が現地調査を行います。
町の無料耐震診断で事前調査を行っている場合は省略することがあります。
補強後の耐震診断は(一財)日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震精
密診断と補強方法(2012年改訂版)」に定める「一般診断法」で行います。

③ 耐震改修設計・工事の依頼

ハウスメーカーや工務店などに耐震改修設計・工事を依頼してください。

④ 補助金交付申請

「阿見町木造住宅耐震補強補助金交付申請書」により申請してください。

必要書類 耐震改修設計の明細書、耐震改修工事の見積書、
建築確認済証など。

注意 申請は設計のあとで、工事契約のまえに行ってください。

⑤ 補助金の交付決定

「阿見町木造住宅耐震補強補助金交付決定通知書」により通知します。
補助金の交付決定後、工事の内容に変更が生じた場合は変更申請をしてください。

⑥ 工事の着工

耐震改修設計に基づき、基礎、土台、柱、筋かい、はり、
壁等の補強または改修を行う工事をいいます。

完了届提出時に
添付していただく書類

⑦ 実績報告の提出

- 完了報告書(工事経過・内容
等を記載したもの)
- 工事記録写真 他

⑧ 補助金額の確定

「阿見町木造住宅耐震補強補助金交付額決定通知」により補助金の額
を決定し、通知します。

⑨ 補助金の交付請求

「阿見町木造住宅補助金交付請求書」により請求してください。

⑩ 補助金の交付

【耐震改修した場合の優遇税制について】

現行の耐震基準を満たすように住宅を改修した場合、申告すると固定資産税の減税や所得税の特別控除が受けられます。

申告するには、耐震改修を行ったことの証明書が必要です。証明書は建築士(耐震診断士)、地方公共団体(阿見町)、指定確認検査機関、登録住宅評価機関または住宅瑕疵担保責任保険法人に
て発行が可能です。証明書発行については、建築士(耐震診断士)または都市計画課までお問い合わせください。



●ご注意ください。

補助金の適正な交付のために必要があると認めた時、帳簿、証拠書類その他の物件について調査し、または補助金の交付を受けようとする方に対し報告を求めることができるもの
とします。この場合、補助金の交付を受けようとする方は、この調査に協力し、または報告に応じなければならないものとします。また、下記のいずれかに該当する場合、既に決定した
補助金の交付の決定を取り消し、補助金の全部または一部の返還を命じることができるものとします。①虚偽または不正の手段により補助金の交付を受けたとき ②補助金を他の
用途に用いたとき ③阿見町補助金等交付規則および阿見町木造住宅耐震補強補助金交付要綱の規定に反したとき ④その他、町長が補助金の交付が不相当と認めたとき